

証券コード 3135
平成30年9月11日

株 主 各 位

東京都墨田区亀沢三丁目3番14号
株式会社マーケットエンタープライズ
代表取締役社長 小林 泰士

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットのいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成30年9月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年9月26日（水曜日）午後1時（受付開始 午後12時30分）
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー4F
トラストシティ カンファレンス・京橋
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）事業報告
および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）計算書類
の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年9月25日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

次ページに記載されております「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、画面のご案内に従って賛否をご入力ください。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、紙資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.marketenterprise.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.marketenterprise.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。
 - 本株主総会ご出席者様へのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

| | |
|-----------------|--|
| 議決権行使ウェブサイトアドレス | ウェブ行使 https://www.web54.net |
|-----------------|--|

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、平成30年9月25日（火曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

事業報告

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調がみられましたが、米国を中心とした通商問題の影響による海外経済の不確実性等により、景気は先行き不透明な状況となっております。また、個人消費につきましては、改善の兆しがみられるものの、従前より引き続き消費者の節約志向は根強く、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

ネット型リユース事業（販売店舗を有しない、インターネットに特化したリユース品の買取及び販売）を主たる事業とする当社グループが直面するリユース市場及びE C市場につきましては、以下の状況であると認識しております。

(リユース市場)

消費者の節約志向を追い風に、更には個人間取引でリユース品の売買を行うフリマアプリ等の台頭もあり、不用品の売却やリユース品の購入といった、「リユース」そのものが消費者に身近な存在となった結果、引き続き堅調な推移を見せております。経済産業省発表の『平成28年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）』によると、顕在化しているリユース市場規模は約1.9兆円とされており、潜在的には約7兆円の潜在市場が存在すると推定されております。

(E C市場)

スマートフォンの更なる普及や消費者ニーズの多様化を受け、E C化率（全商取引の内、電子商取引が占める割合）が拡大する等、リユース市場と同様に堅調な推移を見せております。経済産業省発表の『平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）』によると、平成29年の日本国内のB to C-E C（消費者向け電子商取引）市場規模は、16.5兆円（前年比9.1%増）に拡大しています。

そのような事業環境下、当社グループにおきましては、前連結会計年度（平成29年6月期）及び当連結会計年度（平成30年6月期）の2期間を、中長期的な飛躍に向けた戦略的

投資期間と位置づけ、買取基盤の拡充に向けた人員や設備の拡充をはじめ、取扱商品カテゴリーの拡大、新規サービスのリリース等、積極的な先行投資を実施してまいりました。

具体的には、

- ・買取基盤の拡充

- ⇒西東京リユースセンター（平成29年9月）、札幌リユースセンター（平成30年1月）の新規開設

- ・取扱商品カテゴリーの拡大

- ⇒建設機械領域、医療機器領域への新規参入

- ・新規サービスのリリース

- ⇒多種多様な商品ジャンルの取扱ノウハウを活かした、「宅配レンタル」サービスの本格始動

- ⇒Webマーケティングのノウハウを活かしたオウンドメディアの運営

等であります。またこれらに加え、今後の展開を見据えて在庫戦略を見直し、長期滞留商品の処分を実施することで、保有在庫の適正化を行いました。

保有在庫の適正化の結果、一時的な損失が発生いたしましたが、その一方で、前連結会計年度に新規参入した農機具領域や、通信領域（子会社である株式会社MEモバイルが展開）については先行投資が奏功し、当連結会計年度においては当社グループの収益に貢献するに至り、今後の更なる成長が期待される状況となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は堅調に推移し、6,333,217千円（前期比：12.5%増）、営業利益は96,489千円（前期は7,418千円の損失）、経常利益は94,999千円（前期は4,202千円の利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は31,944千円（前期は19,276千円の損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の合計は、90,681千円であり、その内訳は、業容拡大に向けた西東京リユースセンター、札幌リユースセンターの新規開設による建物附属設備、器具等の増加57,540千円や、車両の増加33,140千円であります。

(3) 資金調達の状況

当期におきましては、事業投資に充当するため、金融機関等からの借入により、200,000千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当記載事項はございません。

(5) 対処すべき課題

かねてより展開してまいりました「ネット型リユース」のビジネスモデルをより確固たるものとし、リユース商品の売買において売り手・買い手の顧客共に安心かつ利便性の高い環境を提供することが、当社グループの持続的な成長拡大に向けた基礎的な条件であると認識しております。

当社グループにおきましては、前連結会計年度（平成29年6月期）から当連結会計年度（平成30年6月期）の2期間に渡る投資期間におきまして、既存事業であるネット型リユース事業では、新たな商品カテゴリーへの参入や新規拠点の開設を行ってまいりました。また同時並行で、通信領域、宅配レンタル領域といった新規サービスを展開してまいりました。

今後におきましては、これらの取り組みを結実させ、既存事業の収益性を向上させると同時に、新規サービスによる収益基盤の多様化を図ることが、更なる成長曲線を実現するにあたり必要不可欠であると考えております。

これらのことから、以下3点の課題に積極的に取り組み、当社グループの経営基盤をより強固なものにしてまいります。

① 既存事業（ネット型リユース）の持続的拡大と生産性の向上

当社グループの基盤であるネット型リユース事業を持続的に拡大させるためには、その起点となる商品買取（仕入）をより強化することが必須条件であります。そのために、当社グループにおきましては、水平展開（新規拠点の開設による出張・店頭買取商圏の拡大）と垂直展開（取扱商品カテゴリーの拡大）を同時に行ってまいりましたが、これらの取り組みを一層強化し、買取基盤を拡大してまいります。

その一方で、商品買取から販売に至る一連のプロセスの更なる標準化・効率化をはじめ、ITを駆使した業務の自動化等、費用対効果を追求した内部改善活動を合わせて遂行することで、収益性の向上に努めてまいります。

② 新規サービスの確立による収益基盤の多様化

既存事業であるネット型リユース事業の拡大成長を続けながらも、新規サービスの確立による収益基盤の多様化を行うことは、長期的な視点での収益性向上のために必要不可欠であると認識しております。

前連結会計年度から当連結会計年度に渡る2期間において、既存事業で培った商品の取扱ノウハウを活かし、通信領域、宅配レンタル領域における新規サービスを展開してまいりましたが、翌連結会計年度においてはこれらのサービスについて、本格的な収益化を図ってまいります。

また同時に、既存事業で培ったWebマーケティングに関するノウハウを活かしたオウンドメディアの本格展開によるメディア収益の獲得について試行し、収益基盤の更なる多様化に努めてまいります。

③ 人材の確保及び育成と組織体制の強化

今後の更なる成長に向けて、当社グループは課題の解決をはじめ、様々な施策に取り組んでまいります。その実現に向けては優秀な人材の確保及び当社グループの成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。有効求人倍率の上昇に伴い優秀な人材の採用難易度が高まっている環境下、当社グループにおきましては、社内コミュニケーションの活性化や教育体制の整備等によって人材の定着と能力の底上げを行うとともに、積極的な採用活動を通じて、当社グループの企業理念・風土に合致した人材の確保を進めてまいります。

また、人材の確保及び育成と同時に、当社グループ全体として事業運営体制、内部管理体制の両側面から組織体制の強化に努めてまいります。

以上、持続的な成長拡大を目指し、これらの対処すべき課題の解決に向けて積極的に取り組んでまいります。つきましては、株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第9期 (平成27年6月期) | 第10期 (平成28年6月期) | 第11期 (平成29年6月期) | 第12期 (当連結会計年度) (平成30年6月期) |
|--|-------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 | — 千円 | — 千円 | 5,630,708 千円 | 6,333,217 千円 |
| 経 常 利 益 | — 千円 | — 千円 | 4,202 千円 | 94,999 千円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) | — 千円 | — 千円 | △19,276 千円 | 31,944 千円 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) | — 円 | — 円 | △3.80 円 | 6.28 円 |
| 総 資 産 | — 千円 | — 千円 | 1,536,877 千円 | 1,829,085 千円 |
| 純 資 産 | — 千円 | — 千円 | 917,536 千円 | 976,707 千円 |

(注) 第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の各数値は記載しておりません。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当記載事項はございません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------|----------|---------|-------------------|
| 株式会社MEモバイル | 20,000千円 | 65.0% | MVNO (仮想移動体通信) 事業 |

③ その他

該当記載事項はございません。

(8) 主要な事業内容

| 事 業 名 称 | 事 業 内 容 |
|------------|---|
| ネット型リユース事業 | 販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売 |

(9) 主要な営業所および工場

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|---------|
| 本社 | 東京都中央区 |
| 錦糸町・両国オフィス | 東京都墨田区 |
| 徳島オフィス | 徳島県徳島市 |
| 札幌リユースセンター | 北海道札幌市 |
| 仙台リユースセンター | 宮城県仙台市 |
| 埼玉リユースセンター | 埼玉県和光市 |
| 東京リユースセンター | 東京都江東区 |
| 西東京リユースセンター | 東京都府中市 |
| 横浜リユースセンター | 神奈川県横浜市 |
| 名古屋リユースセンター | 愛知県名古屋市 |
| 大阪リユースセンター | 大阪府吹田市 |
| 神戸リユースセンター | 兵庫県神戸市 |
| 福岡リユースセンター | 福岡県福岡市 |

(10) 従業員の状況（平成30年6月30日現在）

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|--------------|-------------|
| 135 (96) 名 | 3増 (8減) 名 |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は()に年間の平均人数を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|------------|------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 107,063 千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 228,319 |
| 日本生命保険相互会社 | 5,520 |
| 株式会社りそな銀行 | 44,460 |

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当記載事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 18,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,098,600株 |
| (3) 株主数 | 1,057名 |
| (4) 大株主 | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------------------------------|------------|--------|
| 株式会社WWG | 1,600,000株 | 31.38% |
| 小林 泰士 | 1,340,000 | 26.28 |
| 加茂 知之 | 600,000 | 11.76 |
| Y J 1号投資事業組合 | 400,000 | 7.84 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口) | 226,100 | 4.43 |
| 立花証券株式会社 | 132,400 | 2.59 |
| 株式会社みずほ銀行 | 59,200 | 1.16 |
| 株式会社SBI証券 | 20,800 | 0.40 |
| 日本証券金融株式会社 | 19,900 | 0.39 |
| 楽天証券株式会社 | 15,200 | 0.29 |

(注) 当社は自己株式を220株保有しております。また、持株比率は、当該自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当記載事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

第1回新株予約権（平成25年6月13日開催の取締役会決議）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき9,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成27年6月14日から平成35年6月12日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|--------------------------|---------|---------------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) (注) | 40個 | 普通株式 40,000株 | 1名 |

(注) 対象となる新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

第2回新株予約権（平成26年3月1日開催の取締役会決議）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき12,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年3月2日から平成36年2月28日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|--------------------------|---------|---------------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) (注) | 54個 | 普通株式 54,000株 | 2名 |
| 監査役 | 4個 | 普通株式 4,000株 | 2名 |

(注) 対象となる新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

第3回新株予約権（平成26年6月1日開催の取締役会決議）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき12,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年6月2日から平成36年5月14日まで

⑤ 当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|--------------------------|---------|---------------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) (注) | 9個 | 普通株式 9,000株 | 1名 |

(注) 対象となる新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

第6回新株予約権（平成29年8月14日開催の取締役会決議）

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき100円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき56,200円
- ③ 新株予約権の行使条件 (注)
- ④ 新株予約権の行使期間 平成31年7月1日から平成39年8月31日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|---------------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 1,200個 | 普通株式 120,000株 | 1名 |

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本第6回新株予約権の割当を受けた者（以下、「本第6回新株予約権者」という。）は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度の経常利益の合計額が5億円を超過した場合に、本第6回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
2. 上記1.にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本第6回新株予約権者は残存するすべての本第6回新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c)当社の上場廃止、倒産、その他本第6回新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d)その他、当社が本第6回新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
3. 本第6回新株予約権者が死亡した場合、本第6回新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が本第6回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第6回新株予約権を相続できない。
4. 本第6回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第6回新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本第6回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等
該当記載事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成29年8月14日開催の当社取締役会において、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員（以下、「当社役職員等」という。）に対し、会社法第236条、第238条及び第240条の定めに基づき、前述の第6回新株予約権に併せて、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を発行することを決議いたしました。いずれの新株予約権も、当社グループの業績拡大及び企業価値の向上を目指すに当たり、当社役職員等のより一層の意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであります。なお、それぞれの新株予約権についての概要は、以下のとおりであります。

① 第7回新株予約権（平成29年8月14日開催の取締役会決議）

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の向上を目指すに当たり、当社役職員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、その権利行使条件として、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合と設定しております。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 新株予約権の割当日 | 平成29年8月30日 |
| 新株予約権の数 | 2,000個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 200,000株 |
| 新株予約権の発行総額 | 1,200,000円（1個あたり600円） |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 562円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成32年10月1日から平成39年8月31日まで |
| 新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格：562円 資本組入額：281円 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注1） |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 新株予約権の割当対象者 | 中村 彰利（注2） |

（注1）新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本第7回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本第7回新株予約権を行使することができず、受託者より本第7回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第7回新株予約権者」という。）のみが本第7回新株

予約権を行使できることとする。

2. 受益者は、平成30年6月期から平成34年6月期までのいずれか連続する2事業年度における経常利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本第7回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
 3. 受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 4. 受益者が死亡した場合、本第7回新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が本第7回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第7回新株予約権を相続できない。
 5. 本第7回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第7回新株予約権の行使を行うことはできない。
 6. 各本第7回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注2) 本第7回新株予約権は、中村 彰利氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

② 第8回新株予約権（平成29年8月14日開催の取締役会決議）

本新株予約権は、前述の第7回新株予約権と同様の目的として発行されるものであり、その権利行使条件として、平成30年6月期から平成38年6月期までのいずれかの事業年度における経常利益が10億円を超過した場合と設定しております。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 新株予約権の割当日 | 平成29年8月30日 |
| 新株予約権の数 | 1,200個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 120,000株 |
| 新株予約権の発行総額 | 120,000円（1個あたり100円） |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 562円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成35年10月1日から平成39年8月31日まで |
| 新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格：562円 資本組入額：281円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注1) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 新株予約権の割当対象者 | 中村 彰利（注2） |

(注1) 新株予約権の行使の条件に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本第8回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本第8回新株予約権を行使することができず、受託者より本第8回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第8回新株予約権者」という。）のみが本第8回新株予約権を行使できることとする。
2. 受益者は、平成30年6月期から平成38年6月期までのいずれかの事業年度における経常利益が10億円を超過した場合に限り、本第8回新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定においては、当社の提出した有価証券報告書における連結損益計算書の数値を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

3. 受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 4. 受益者が死亡した場合、本第8回新株予約権全部を法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）が相続する場合に限り、権利承継者が本第8回新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本第8回新株予約権を相続できない。
 5. 本第8回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第8回新株予約権の行使を行うことはできない。
 6. 各本第8回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注2) 本第8回新株予約権は、中村 彰利氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社 役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|----------------|--|
| 小林 泰士 | 代表取締役社長 | 株式会社MEモバイル 取締役 |
| 加茂 知之 | 専務取締役 | 株式会社MEモバイル 取締役 |
| 今村 健一 | 取締役管理本部長 | 株式会社MEモバイル 取締役 |
| 丸尾 光兵 | 取締役システムデザイン本部長 | — |
| 寺田 航平 | 取締役 | エクイニクス・ジャパン株式会社 取締役COO 寺田倉庫株式会社 取締役 株式会社コウエル 取締役会長 株式会社あどぼる 取締役 株式会社イーブックイニシアティブジャパン 取締役 |
| 谷井 等 | 取締役 | — |
| 山崎 真樹 | 常勤監査役 | 株式会社菱友システムズ 社外取締役（監査等委員） 株式会社MEモバイル 監査役 |
| 伊藤 英佑 | 監査役 | 伊藤会計事務所 代表 公認会計士 株式会社モバイルファクトリー 社外監査役 八面六臂株式会社 社外監査役 株式会社ライブレボリューション 社外監査役 ロボットスタート株式会社 社外監査役 株式会社アピリッツ 社外監査役 |
| 大井 哲也 | 監査役 | TMI総合法律事務所 パートナー 弁護士 株式会社ジーンズ 社外監査役 テックファームホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） |

- (注) 1. 取締役 寺田 航平氏および谷井 等氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役全員は、社外監査役であります。
 3. 監査役 伊藤 英佑氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役 寺田 航平氏、谷井 等氏および監査役全員を、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役
該当記載事項はございません。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額
取締役 6名 76,800千円 (うち社外 2名 4,800千円)
監査役 3名 9,600千円 (うち社外 3名 9,600千円)

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名 | 地位 | 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 |
|------|-------|--|
| 寺田航平 | 取締役 | 同氏は、エクイニクス・ジャパン株式会社取締役ＣＯＯ、寺田倉庫株式会社取締役、株式会社コウエル取締役会長、株式会社あどばる取締役、株式会社イーブックイニシアティブジャパン取締役であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。 |
| 谷井等 | 取締役 | 重要な兼職はございません。 |
| 山崎真樹 | 常勤監査役 | 同氏は、株式会社菱友システムズ社外取締役（監査等委員）であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。また、株式会社MEモバイル監査役であります。当該法人は当社の連結子会社であります。 |
| 伊藤英佑 | 監査役 | 当社監査役就任以前に同氏との間で会計面における顧問契約を締結しておりましたが、当該期間は短期間かつ取引金額も僅少であり、監査役就任時に当該契約は解除されております。また、同氏は株式会社モバイルファクトリー、八面六臂株式会社、株式会社ライブレボリューション、ロボットスタート株式会社、株式会社アピリッツの社外監査役であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。 |
| 大井哲也 | 監査役 | 同氏は、TMI総合法律事務所パートナーとして所属しており、また株式会社ジズ社外監査役、テックファームホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。 |

②社外役員の主な活動状況

| 氏 名 | 地 位 | 主な活動内容 |
|---------|-------|---|
| 寺 田 航 平 | 取 締 役 | 当事業年度開催の取締役会13回中、12回に出席しております。当該会議体において、同氏は元・東証一部上場企業の創業者であり代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく大局的な見地から、経営全般にわたり、監督・提言を行っております。 |
| 谷 井 等 | 取 締 役 | 当事業年度開催の取締役会全てにおいて出席しております。当該会議体において、同氏は元・ジャスダック上場企業の創業者であり代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく大局的な見地から、経営全般にわたり、監督・提言を行っております。 |
| 山 崎 眞 樹 | 常勤監査役 | 当事業年度開催の取締役会・監査役会全てにおいて出席しております。当該会議体において、同氏は経営管理体制全般について適宜意見を表明すると共に、全拠点の往査及び取締役との積極的な意見交換を実施し、多岐にわたる提言を行っております。 |
| 伊 藤 英 佑 | 監 査 役 | 当事業年度開催の取締役会・監査役会全てにおいて出席しております。当該会議体において、同氏は公認会計士として培った豊富な経験・知見に基づき、財務会計・内部統制の観点から、経営管理体制についての提言を行っております。 |
| 大 井 哲 也 | 監 査 役 | 当事業年度開催の取締役会・監査役会全てにおいて出席しております。当該会議体において、同氏は弁護士として培った豊富な経験・知見に基づき、法律的な観点から、経営管理体制についての提言を行っております。 |

③責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 20,000千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の方針、内容、見積もりの算出根拠及び職務遂行状況並びに、前年度の監査時間、報酬額等を確認し、当該内容について社内関係部署から報告を受ける等妥当性を検証した結果、監査予定時間及び報酬は妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づき、内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、当該方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めることとしております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び従業員が遵守すべき規範である行動指針「ME10箇条」を周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
- ・コンプライアンス体制の構築・維持は管理部門を統括する役員をコンプライアンス担当として任命し、会社の最優先経営課題の一つとして積極的に取り組む。
- ・コンプライアンス担当は、取締役及び従業員の規程及び法令順守意識の向上とその運用の徹底を図るため、定期的にコンプライアンスに関する研修、テスト等を実施する。
- ・取締役会規程をはじめとする社内規程、業務処理基準を制定、必要に応じて機動的に改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査人を任命し、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び文書管理規程に基づき、所定の年数を保管・管理する。
- ・管理担当部門は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理担当者が全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ・BCP（事業継続計画）を定め、必要に応じて改定することにより、当社の経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、危機対策本部を速やかに設置し、損失を最小限に抑えると共に早期の復旧に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的な意思決定を行うため、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、適時適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・ 職務執行に関する権限及び責任は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
 - ・ 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき定性的・定量的な目標を明確化し、更に各部門の業績への責任を明確化すると共に、業務効率の向上を図る。
 - ・ 意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性、客観性を確保するため、社外取締役を招聘する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制の各内容
- ・ 当社の取締役及び監査役が主要な子会社の取締役及び監査役を兼務し、子会社の取締役会を原則として月1回開催することで、子会社においても適時適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・ 子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とするとともに、重要な意思決定については当社承認事項とする。
 - ・ 子会社に関しても当社管理本部を中心に業務プロセスの見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底を実施する。
 - ・ 当社の内部監査人が、子会社に対して業務監査を実施し、必要があれば、法令及び定款に適合するように改善指導等を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
 - ・ 当該使用人が監査役の仕事に補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委託されたものとし、取締役の指示命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
 - ・ 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは直ちに監査役に報告する。
 - ・ 取締役は、監査役に対して、適時適切に経営管理状況を報告する。
 - ・ 監査役への報告を行った者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けないことを明確にするとともに、その旨を取締役及び使用人に周知する。

- ・ 監査役は、監査役への報告を行った者に対しての人事考課等に関して、取締役はその理由の説明を求めることができる。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、随時意見交換及び監査状況を確認できる体制・環境を構築する。
 - ・ 監査役は、取締役及び使用人と情報交換を行い、又、必要に応じていつでも報告を求めることができる。
 - ・ 監査役は、その職務執行について生ずる費用について、予算計上を求めることができる。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制を有効に機能させるべく、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
 - ・ 経理に関する社内規程を整備するとともに、最高財務責任者（CFO）を設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその取組状況
- ・ 反社会的勢力の排除を実践するため、反社会的勢力排除規程を制定し、その中でいかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底し、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。
 - ・ 上記の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知徹底を図る。
 - ・ 警察、顧問弁護士及び特暴連等の外部の専門機関からの情報収集を行い、社内で情報を共有し、更に、外部調査機関における情報収集により、新規取引先の事前チェックを行うと共に、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を入れた覚書を別途交わす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。取締役会は社外取締役2名を含む6名の取締役で構成されており、監査役会は1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役で構成されております。なお、監査役全員は社外監査役であります。

毎月開催される取締役会において、各業務を管掌する取締役から業務の執行状況が報告されており、社外取締役が独立した立場から当社の経営への監督、関与ができる状況を構築するとともに、監査役が独立した立場から当社の経営に関する監視ができる体制を整備しております。

常勤監査役は、当社取締役会のほか社内の重要会議への出席、社内文書の査閲、業務執行状況に関する取締役や従業員への聴取等を通じ、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

また、監査役及び会計監査人と連携を図りながら内部監査人による内部監査を実施するとともに、使用人へ対するコンプライアンス研修を実施し、職務執行の適正性並びに各種法令への適合性を確保しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,494,984 | 流動負債 | 598,087 |
| 現金及び預金 | 938,736 | 買掛金 | 57,294 |
| 売掛金 | 223,191 | 1年内返済予定の長期借入金 | 158,873 |
| 商品 | 217,742 | 未払金 | 156,420 |
| 貯蔵品 | 6,991 | 未払費用 | 113,251 |
| 繰延税金資産 | 23,280 | リース債務 | 7,046 |
| その他 | 85,042 | 未払法人税等 | 47,976 |
| | | 受注損失引当金 | 13,490 |
| | | その他 | 43,734 |
| 固定資産 | 334,101 | 固定負債 | 254,290 |
| 有形固定資産 | 132,402 | 長期借入金 | 228,711 |
| 建物 | 88,298 | リース債務 | 25,579 |
| 車両運搬具 | 30,145 | | |
| 工具、器具及び備品 | 13,765 | 負債合計 | 852,377 |
| 土地 | 193 | | |
| 無形固定資産 | 22,156 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 8,156 | 株主資本 | 945,604 |
| のれん | 14,000 | 資本金 | 305,353 |
| | | 資本剰余金 | 284,993 |
| 投資その他の資産 | 179,541 | 利益剰余金 | 355,514 |
| 投資有価証券 | 61,192 | 自己株式 | △256 |
| 繰延税金資産 | 157 | 新株予約権 | 1,440 |
| 敷金及び保証金 | 102,328 | 非支配株主持分 | 29,663 |
| その他 | 15,863 | | |
| | | 純資産合計 | 976,707 |
| 資産合計 | 1,829,085 | 負債・純資産合計 | 1,829,085 |

連結損益計算書

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高 | | 6,333,217 |
| 売上原価 | | 3,679,364 |
| 売上総利益 | | 2,653,853 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,557,364 |
| 営業利益 | | 96,489 |
| 営業外収益 | | |
| 助成金収入 | 9,618 | |
| 保険解約返戻金 | 1,390 | |
| その他 | 1,536 | 12,545 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,482 | |
| 新株予約権発行費 | 10,149 | |
| 支払補償費 | 845 | |
| その他 | 557 | 14,035 |
| 経常利益 | | 94,999 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 94,999 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 46,108 | |
| 法人税等調整額 | △7,995 | 38,112 |
| 当期純利益 | | 56,886 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 24,941 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 31,944 |

連結株主資本等変動計算書

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 304,913 | 284,553 | 323,570 | △221 | 912,815 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新株予約権の行使) | 440 | 440 | － | － | 880 |
| 親会社株主に 帰属する当期純利益 | － | － | 31,944 | － | 31,944 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | △35 | △35 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | － | － | － | － | － |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 440 | 440 | 31,944 | △35 | 32,789 |
| 当 期 末 残 高 | 305,353 | 284,993 | 355,514 | △256 | 945,604 |

| | 新 株 予 約 権 | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|-----------|---------|-----------|
| 当 期 首 残 高 | － | 4,721 | 917,536 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 新 株 の 発 行 (新株予約権の行使) | － | － | 880 |
| 親会社株主に 帰属する当期純利益 | － | － | 31,944 |
| 自己株式の取得 | － | － | △35 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | 1,440 | 24,941 | 26,381 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1,440 | 24,941 | 59,171 |
| 当 期 末 残 高 | 1,440 | 29,663 | 976,707 |

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社MEモバイル

(2) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～23年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 3～20年

無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないことから、当連結会計年度において貸倒引当金は計上しておりません。

受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失の発生に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(3) 会計方針の変更

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)を平成30年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

59,368千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,098,600株

- (2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 157,400株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、仕入拠点の拡大による設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に仕入拠点等の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであります。借入金及びファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性資金を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（注2）を参照ください。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 938,736 | 938,736 | — |
| (2) 売掛金 | 223,191 | 223,191 | — |
| (3) 敷金及び保証金 | 102,328 | 101,960 | △367 |
| 資産計 | 1,264,256 | 1,263,888 | △367 |
| (1) 買掛金 | 57,294 | 57,294 | — |
| (2) 未払金 | 156,420 | 156,420 | — |
| (3) 未払費用 | 113,251 | 113,251 | — |
| (4) 未払法人税等 | 47,976 | 47,976 | — |
| (5) 長期借入金（※） | 387,584 | 387,745 | 160 |
| (6) リース債務（※） | 32,626 | 32,573 | △52 |
| 負債計 | 795,152 | 795,260 | 108 |

（※） 1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債利率で割り引いて算定する方法によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 61,192 |

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|---------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 938,736 | — | — | — |
| 売掛金 | 223,191 | — | — | — |
| 敷金及び保証金 | — | — | 102,328 | — |
| 合計 | 1,161,927 | — | 102,328 | — |

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 158,873 | 92,105 | 85,020 | 44,938 | 6,648 |
| リース債務 | 7,046 | 7,117 | 7,189 | 7,262 | 4,009 |
| 合計 | 165,920 | 99,222 | 92,209 | 52,200 | 10,657 |

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 185円47銭

1株当たり当期純利益 6円28銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,290,594 | 流動負債 | 465,566 |
| 現金及び預金 | 880,296 | 買掛金 | 3,032 |
| 売掛金 | 109,223 | 1年内返済予定の長期借入金 | 156,651 |
| 商 品 | 192,420 | 未払金 | 144,403 |
| 貯 蔵 品 | 6,991 | 未払費用 | 113,251 |
| 前 渡 金 | 2,629 | リース債務 | 7,046 |
| 前払費用 | 49,288 | 未払法人税等 | 5,444 |
| 繰延税金資産 | 14,763 | 未払消費税等 | 20,248 |
| そ の 他 | 34,980 | 前受金 | 2,238 |
| 固定資産 | 334,217 | 預り金 | 13,250 |
| 有形固定資産 | 132,402 | 固定負債 | 254,290 |
| 建 物 | 88,298 | 長期借入金 | 228,711 |
| 車両運搬具 | 30,145 | リース債務 | 25,579 |
| 工具、器具及び備品 | 13,765 | 負債合計 | 719,857 |
| 土 地 | 193 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 17,374 | 株主資本 | 903,515 |
| ソフトウェア | 3,374 | 資 本 金 | 305,353 |
| の れ ん | 14,000 | 資本剰余金 | 284,993 |
| 投資その他の資産 | 184,439 | 資本準備金 | 284,993 |
| 投資有価証券 | 61,192 | 利益剰余金 | 313,425 |
| 関係会社株式 | 13,000 | 利益準備金 | 1,600 |
| 出 資 金 | 20 | その他利益剰余金 | 311,825 |
| 長期前払費用 | 2,170 | 繰越利益剰余金 | 311,825 |
| 繰延税金資産 | 157 | 自己株式 | △256 |
| 敷金及び保証金 | 94,226 | 新株予約権 | 1,440 |
| そ の 他 | 13,673 | 純資産合計 | 904,955 |
| 資産合計 | 1,624,812 | 負債・純資産合計 | 1,624,812 |

損益計算書

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 5,788,286 |
| 売上原価 | 3,328,873 |
| 売上総利益 | 2,459,412 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,474,822 |
| 営業損失(△) | △15,410 |
| 営業外収益 | |
| 業務受託料 | 6,360 |
| 助成金収入 | 9,618 |
| その他 | 2,926 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 2,399 |
| 新株予約権発行費 | 10,149 |
| 支払補償費 | 845 |
| その他 | 543 |
| 経常損失(△) | △10,443 |
| 税引前当期純損失(△) | △10,443 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,411 |
| 法人税等調整額 | 521 |
| 当期純損失(△) | △14,376 |

株主資本等変動計算書

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|-------|---------------------|---------|------|---------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金計 | | |
| 当期首残高 | 304,913 | 284,553 | 1,600 | 326,201 | 327,801 | △221 | 917,046 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 440 | 440 | - | - | - | - | 880 |
| 当期純損失 | - | - | - | △14,376 | △14,376 | - | △14,376 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | △35 | △35 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | 440 | 440 | - | △14,376 | △14,376 | △35 | △13,531 |
| 当期末残高 | 305,353 | 284,993 | 1,600 | 311,825 | 313,425 | △256 | 903,515 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|-------|---------|
| 当期首残高 | - | 917,046 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | - | 880 |
| 当期純損失 | - | △14,376 |
| 自己株式の取得 | - | △35 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 1,440 | 1,440 |
| 当期変動額合計 | 1,440 | △12,091 |
| 当期末残高 | 1,440 | 904,955 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年8月28日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋山 高広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 啓

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マーケットエンタープライズの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーケットエンタープライズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年8月28日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 秋 山 高 広
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 前 田 啓
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マーケットエンタープライズの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当期の監査の方針及び計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②各監査役は、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席する他子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、その事業所へ赴き、業務、財産の状況を調査いたしました。
 - ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年9月7日

株式会社マーケットエンタープライズ 監査役会

| | | | |
|--------------|-----|-----|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 山 崎 | 眞 樹 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 伊 藤 | 英 佑 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 大 井 | 哲 也 | Ⓔ |

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 今後の多角的な事業展開に向けて、当社の事業目的について追加を行うため、現行定款第2条の変更を行うものであります。
- ② 当社は、法務省令で定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供ができるようにするための規定を設けておりますが、その対象となる情報に連結計算書類が含まれていないことから、当該書類もみなし提供ができるよう、現行定款第16条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生ずるものいたします。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 古物の売買、斡旋及び輸出入 ～ (条文省略) 14. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理 (新設) 15. 前各号に関連する経営コンサルティング業 16. 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業 17. 前各号に付帯し、又は関連する一切の業務</p> <p>第3条 ～ (条文省略)</p> <p>第15条</p> | <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 古物の売買、斡旋及び輸出入 ～ (現行どおり) 14. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理 15. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> 16. 前各号に関連する経営コンサルティング業 17. 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業 18. 前各号に付帯し、又は関連する一切の業務</p> <p>第3条 ～ (現行どおり)</p> <p>第15条</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類等に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条 ～ (条文省略)</p> <p>第47条</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条 ～ (現行どおり)</p> <p>第47条</p> |

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役6名全員の任期が満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 新任重任の別 | 氏名 | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------|------------------------------------|--|-------------|
| 1 | 重任 | こばやし やすし 小林 泰士 (昭和56年3月2日生) | 平成16年11月 当社創業 平成18年7月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成28年7月 (株)MEモバイル 取締役（現任） | 1,340,000株 |
| 2 | 重任 | かも ともゆき 加茂 知之 (昭和56年9月22日生) | 平成16年4月 (株)さなる 入社 平成16年11月 当社創業 平成18年7月 当社設立 取締役 平成25年7月 当社専務取締役（現任） 平成28年7月 (株)MEモバイル 取締役（現任） | 600,000株 |
| 3 | 重任 | いまむら けんいち 今村 健一 (昭和53年2月1日生) | 平成13年8月 (株)リンクアンドモチベーション 入社 平成21年10月 (株)ニトリ 入社 平成24年12月 当社入社 平成26年1月 当社執行役員管理本部長 平成26年7月 当社取締役管理本部長（現任） 平成28年7月 (株)MEモバイル 取締役（現任） | — |

| 候補者番号 | 新任重任の別 | 氏名 | 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------|------------------------------------|--|-------------|
| 4 | 重任 | まるお こうへい 丸尾光兵 (昭和55年9月21日生) | 平成18年12月 日本オーラム(株)設立 代表取締役 平成25年7月 当社入社 執行役員システムデザイン室長 平成28年9月 当社取締役システムデザイン本部長 (現任) | - |
| 5 | 重任 | てらだ こうへい 寺田航平 (昭和45年10月25日生) | 平成5年4月 三菱商事(株) 入社 平成11年10月 寺田倉庫(株) 入社 平成11年11月 同社取締役 (現任) 平成12年6月 株式会社ビットアイル (現: エクイニクス・ジャパン株式会社) 設立 取締役社長 平成26年5月 (株)セタ・インターナショナル (現: (株)コウエル) 取締役会長 (現任) 平成26年7月 当社取締役 (現任) 平成27年4月 (株)イーブックイニシアティブジャパン 取締役(現任) 平成28年6月 (株)あどばる 取締役 (現任) 平成29年1月 エクイニクス・ジャパン(株) 取締役COO (現任) | 10,000株 |
| 6 | 重任 | たにい ひとし 谷井等 (昭和47年6月2日生) | 平成8年4月 日本電信電話(株)入社 平成9年9月 合資会社デジタルネットワークサービス 設立 代表社員 平成12年1月 (株)インフォキャスト設立 代表取締役社長 平成12年9月 インデックスデジタル(株)設立 代表取締役社長 平成17年6月 シナジーマーケティング(株)設立 代表取締役 平成23年1月 同社 代表取締役社長兼CEO 平成24年3月 (株)ホットリンク 取締役 平成28年9月 当社取締役 (現任) | - |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺田航平氏および谷井等氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 寺田航平氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年2ヶ月となりますが、当該期間におきまして、同氏は当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。これらのことから、今後も引き続き当社の取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
4. 谷井等氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となりますが、当該期間におきまして、同氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言をいただいております。これらのことから、今後も引き続き当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断いたしました。
5. 寺田航平氏、谷井等氏ともに過去5年間、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員、配偶者、三親等内親族その他これに準ずるものではありません。
6. 当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき、寺田航平氏および谷井等氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役3名全員の任期が満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。なお、監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 新任重任の別 | 氏名 | 略歴、地位ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------|------------------------------------|---|-------------|
| 1 | 重任 | やまざき まさき 山崎 眞樹 (昭和23年3月3日生) | 昭和46年4月 三菱重工業(株) 入社 平成10年6月 同社相模原製作所 総務部長 平成18年6月 (株)リョーイン執行役員総務部長 平成21年5月 三菱農機(株) (現：三菱マヒンドラ農機(株)) 入社 平成21年6月 同社 監査役 平成24年4月 同社 顧問 平成25年6月 当社常勤監査役 (現任) 平成28年7月 (株)MEモバイル 監査役 (現任) 平成30年6月 (株)菱友システムズ 取締役 (監査等委員) (現任) | — |
| 2 | 重任 | いとう えいすけ 伊藤 英佑 (昭和53年7月24日生) | 平成13年10月 中央青山監査法人 入所 平成17年4月 公認会計士登録 平成17年7月 伊藤会計事務所開所 代表 (現任) 平成19年5月 エナジーエージェント(株) (現：八面六臂(株)) 監査役 (現任) 平成25年3月 (株)ライブレビュー ショーン 監査役 (現任) 平成25年6月 当社監査役 (現任) 平成26年11月 (株)モバイルファクトリー 監査役 (現任) 平成26年12月 ロボットスタート(株) 監査役 (現任) 平成27年6月 (株)アピリッツ 監査役 (現任) | — |

| 候補者番号 | 新任重任の別 | 氏名 | 略歴、地位ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------|---------------------------------|---|-------------|
| 3 | 重任 | おい てつや 大井 哲也 (昭和47年1月5日生) | 平成11年10月 ソフトバンク・ファイナンス(株) 入社 平成12年4月 最高裁判所司法研修所 入所 平成13年10月 東京弁護士会登録 TMI 総合法律事務所 入所 平成23年1月 同所 パートナー (現任) 平成25年11月 (株)ジェイアイエヌ (現:(株)ジンス) 監査役 (現任) 平成26年7月 当社監査役 (現任) 平成28年9月 テックファームホールディングス(株) 取締役 (監査等委員) (現任) | — |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者全員は社外監査役候補者であります。
- なお、当社は監査役候補者全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山崎眞樹氏の当社常勤監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年3ヶ月となりますが、当該期間におきまして、同氏は当社の常勤監査役として、経営管理全般において適宜意見を表明すると共に、全拠点の往査及び取締役との積極的な意見交換を行い、多岐にわたる提言をいただいております。これらのことから、今後も引き続き当社の健全な経営に際して適切な監査及び指導をお願いできるものと判断いたしました。
4. 伊藤英佑氏の当社監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年3ヶ月となりますが、当該期間におきまして、同氏は公認会計士として培った豊富な経験・知見に基づき、当社の監査役として、主に財務会計・内部統制の観点から経営管理体制についての提言をいただいております。これらのことから、今後も引き続き専門的な観点で当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断いたしました。
5. 大井哲也氏の当社監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年2ヶ月となりますが、当該期間におきまして、同氏は弁護士として培った豊富な経験・知見に基づき、当社の監査役として、主に法律的な観点から経営管理体制についての提言をいただいております。これらのことから、今後も引き続き専門的な観点で当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断いたしました。
6. 監査役候補者3氏ともに過去5年間、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったことはありません。また、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内親族その他これに準ずるものではありません。
7. 当社は、会社法第427条第1項の定めに基づき、監査役候補者全員との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、3氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

京橋トラストタワー 4F
トラストシティ
カンファレンス・京橋
東京都中央区京橋二丁目1番3号



交通のご案内

東京メトロ銀座線
京橋駅
7番出口より徒歩1分

東京メトロ銀座線・東西線/
都営浅草線
日本橋駅
B3出口より徒歩5分

東京メトロ有楽町線
銀座一丁目駅
7番出口より徒歩5分

JR
東京駅
八重洲南口より徒歩4分

都営浅草線
宝町駅
A5出口より徒歩4分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

